

○小野市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月30日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、小野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年小野市条例第1号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平成25規則4・一部改正)

(会派届)

第2条 条例第3条に規定する会派届は、様式第1号のとおりとする。

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、条例第4条第1項又は第2項に規定する場合にあっては、毎年4月1日以後速やかに、条例第4条第3項に規定する場合にあっては、会派を結成した日以後速やかに、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

2 条例第5条第1項又は第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事由により政務活動費の額を調整する必要がある場合は、政務活動費交付変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(平成25規則4・一部改正)

(交付決定)

第4条 市長は、前条第1項の規定により政務活動費の交付申請があった会派について交付すべき額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により政務活動費の交付変更申請があった会派について、追加して交付すべき額又は返還すべき額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(平成25規則4・一部改正)

(交付請求)

第5条 会派の代表者は、前条第1項に規定する通知又は前条第2項に規定する追加して交付すべき額を決定する通知を受けたときは、速や

かに市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（様式第6号）を提出しなければならない。

（平成25規則4・一部改正）

（交付額の返還）

第6条 会派の代表者は、第4条第2項に規定する返還すべき額を決定する通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に当該政務活動費を市長に返還しなければならない。

2 条例第5条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び条例第9条第2項の規定により政務活動費を返還する場合は、議長への収支報告書の提出と併せて当該政務活動費を市長に返還しなければならない。

（平成25規則4・一部改正）

第7条 削除

（平成25規則4）

（収支報告書）

第8条 条例第8条第1項に規定する収支報告書は、様式第7号のとおりとする。

2 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（領収書）

第9条 条例第8条第1項の規定により収支報告書を提出する場合において、領収書を徴することが困難なものについては、会派代表者の支払証明書（様式第8号）をもってこれに代えることができる。

（平成19規則11・追加）

（会計帳簿等の保存）

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の収入及び支出について会計帳簿を備え、当該帳簿を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（平成19規則11・旧第9条繰下・一部改正、平成25規則4・一部改正）

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 11 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の小野市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務調査費の支出について適用し、同日前に交付した政務調査費の支出については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日規則第 4 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の小野市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の小野市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。